

**公益財団法人 日本リウマチ財団**  
**評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程**

平成 23 年 4 月 1 日 制 定  
平成 24 年 7 月 1 日 一部改正  
平成 29 年 4 月 1 日 一部改正  
平成 30 年 3 月 27 日 一部改正  
平成 31 年 3 月 12 日 一部改正  
令和 8 年 4 月 1 日 一部改正

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は公益財団法人日本リウマチ財団（以下「この法人」という。）の定款第 1 4 条及び第 3 0 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人」の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第 1 1 条に基づき置かれる者を言う。
- (2) 役員とは、定款第 2 4 条に基づき置かれる理事及び監事を言う。
- (3) 常勤理事とは、評議員会で選任された役員（監事を除く）のうち、この法人を主たる勤務場所とする者及び勤務日を週 4 日以上とする者を言う。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 3 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費を言う。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は定款第 1 4 条及び第 3 0 条の規定に基づき、評議員及び役員の職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤理事の年間報酬総額は 8 0 0 万円の範囲内とし、理事長が理事会の承認を得て定める額とする。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の評議員の報酬等総額は定款第 14 条に定めるとおりであり、各々の評議員については、評議員会及びその他会議等への出席 1 回につき 2 千円とする。

2 常勤理事を除く各々の理事については、各年度の報酬等の総額が 240 万円を超えない範囲において、理事会及びその他会議等への出席 1 回につき 2 千円とする。

3 各々の監事については、各年度の報酬等の総額が 20 万円を超えない範囲において、監事監査の実施及び理事会等会議出席 1 回につき 2 千円とする。

(報酬等の支給日)

第 5 条 月額をもって支払う常勤理事の報酬については、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 前項以外の報酬については、支払い義務の発生の都度これを支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替、積立金を控除して支給する。

(通勤費)

第 7 条 常勤理事には、その実態に応じ通勤費を支給する。

(費用)

第 8 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第 9 条 この法人はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人」の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 改正後の規定は平成24年7月1日から施行する。
- 3 改正後の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 4 改正後の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 5 改正後の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 6 改正後の規定は令和8年4月1日から施行する。